

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第69号）

石川県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、令和7年9月4日付け諮問石公委第131号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県個人情報保護審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

- 1 訂正請求に係る保有個人情報
調査結果報告書に記録された保有個人情報（以下「請求対象情報」という。）
- 2 訂正請求の内容
「審査請求人からの内容の事実はなかった」という記述の追加
- 3 訂正請求に対する処分の内容
不訂正決定（請求対象情報は、苦情調査における警察官の聴取結果に対するものであるため）（以下「本件処分」という。）
- 4 審査請求の経緯

開示請求	令和	6年	11月	28日
開示決定	令和	7年	1月	9日
訂正請求	令和	7年	3月	20日
本件処分	令和	7年	5月	19日
審査請求	令和	7年	8月	7日
諮問	令和	7年	9月	4日
答申	令和	8年	7月	10日
- 5 審査請求の趣旨
本件処分の取り消しを求める。
- 6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）
 - (1) 結論
本件処分は妥当である。
 - (2) 争点
審査請求人は、請求対象情報を訂正すべき旨を主張している。これに対し、実施機関は、請求対象情報は保有個人情報に該当しないため、訂正する義務がないと主張している。
 - (3) 審査会の判断理由
請求対象情報は、審査請求人が法に基づく保有個人情報の開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当すると認められる。
当審査会において実施機関に確認したところ、請求対象情報は、その利用目的からすると、報告を受けたときの状態、内容で保有することが必要であり、請求対象情報の訂正は、その利用目的の達成に必要な範囲を超えており、訂正に応じる余地はないとのことであった。
そうすると、請求対象情報の内容について仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、請求対象情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ず、実施機関が行った本件処分は妥当である。
- 7 審議経緯
審査回数2回

答 申 書

令和8年7月10日

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対し、別記の地方公共団体等行政文書に記録された保有個人情報（以下「請求対象情報」という。）に係る訂正請求について、保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求

審査請求人は、令和6年11月28日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対し次のとおり保有個人情報の開示請求を行った。

（請求内容）

令和5年12月22日付け文書で、審査請求人が実施機関に申し出た苦情に対する調査資料

2 一部開示決定

実施機関は、令和7年1月9日付けで、法第82条第1項の規定に基づき、別記の地方公共団体等行政文書について保有個人情報一部開示決定を行い、審査請求人に対し通知した。

3 訂正請求

審査請求人は、令和7年3月20日付けで、法第91条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり訂正請求を行った。

（1）訂正請求の趣旨

請求対象情報に「審査請求人からの内容の事実はなかった」と追記すべし。

（2）訂正請求の理由

実施機関による調査結果通知には「いずれも警察官の対応に問題は認められませんでした。」とある。

問題が認められなかったということは、審査請求人が申し出た苦情の事実はなかったということになるが、現在の記載内容は「申出者の心情に配慮し、誤解を与えないような対応を心掛けるとのことであった。」と書いてあるのみであり、事実があったように捉えることができるため誤解を与える。

〔実施機関の職員の姓〕さんが、実施機関が中立な立場ではないようなことを言ったり、審査請求人に対して「しつこい」などと言ったりしていないのであれば訂正すべきである。

4 本件処分

実施機関は、令和7年5月19日付けで、法第93条第2項の規定に基づき、本件処分を行い、次の理由を付して、審査請求人に通知した。

（訂正しないこととした理由）

請求対象情報は、苦情調査における警察官の聴取結果に対するものであるため

5 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年8月7日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）

を行った。

6 諮 問

実施機関は、本件審査請求について、令和7年9月4日付けで、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書

(1) 趣 旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 理 由

実施機関は、令和6年4月12日付けで審査請求人に対し、「警察官の対応に問題は認められませんでした」との調査結果を通知しているが、請求対象情報には「問題のない対応をした」旨の記載がないばかりではなく、「申出者の心情に配慮し、誤解を与えないような対応を心掛ける」と記載があり、両者の間で整合性がとれない。

それに対して「苦情調査における警察官の聴取結果に対するものであるため」を理由として訂正をしない旨の決定をするのは妥当ではなく、また不誠実でもあるため。

2 反論書

保有個人情報に当たるか否かの記載のみがあるが、審査請求人が主張する調査結果報告書と調査結果の間の整合性については全く無視された内容となっている。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求は棄却されることが適当であると考えます。

2 弁明の理由

請求対象情報については、関係警察官から聴取した結果を記載したものであり、審査請求人のいう保有個人情報に当たらず、法第92条の「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には当たらないと認めたため。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

法は、「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」（第3条）との基本理念を示し、何人も自己を本人とする保有個人情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができることを規定するとともに、これらの請求を受けた実施機関が、開示、訂正又は利用停止をすべき義務を負っていることを規定している。

当審査会は、上記の理念を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

2 本件審査請求に係る争点について

審査請求人は、請求対象情報を訂正すべき旨を主張している。これに対し、実施機関は、請求対象情報は保有個人情報に該当しないため、訂正する義務がないと主張している。

3 訂正請求の対象とすることの適否について

実施機関は、請求対象情報は保有個人情報に該当しない旨を主張しているため、当審査会は、請求対象情報を訂正請求の対象とすることの適否について検討する。

法第90条第1項は、保有個人情報が同項第1号又は第2号に該当する場合に、訂正請求を行うことができる旨を規定している。このうち第1号は、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報は、訂正請求の対象である旨を規定する。

請求対象情報は、審査請求人が法に基づく保有個人情報の開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法第90条第1項第1号に該当し、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当すると認められる。

4 請求対象情報の不訂正について

次に、請求対象情報は訂正すべき情報であるか否かについて検討する。

法第92条は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない旨を規定している。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し訂正の要否について改めて確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・請求対象情報が記録された地方公共団体等行政文書は、審査請求人が行った苦情申出について、石川県公安委員会苦情処理規程（令和7年石川県公安委員会規程第7号）第5条第1項の規定に基づき、石川県警察本部長から調査結果の報告を受けた際の報告書である。
- ・当該報告書は、その利用目的からすると、報告を受けたときの状態、内容で保有することが必要であり、請求対象情報の訂正は、その利用目的の達成に必要な範囲を超えており、訂正に応じる余地はない。

上記実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。そうすると、請求対象情報の内容について仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、請求対象情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ない。従って、法第92条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められないことから、実施機関が本件処分を行ったことは妥当であると認められる。

5 結 論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別表 審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和7年 9月 4日	実施機関から諮問を受けた（諮問石公委第131号）
令和8年 3月 4日 （第74回審査会）	審議を行った。
令和8年 6月17日 （第75回審査会）	審議を行った。

別記 請求対象情報が記録された地方公共団体等行政文書
調査結果報告書